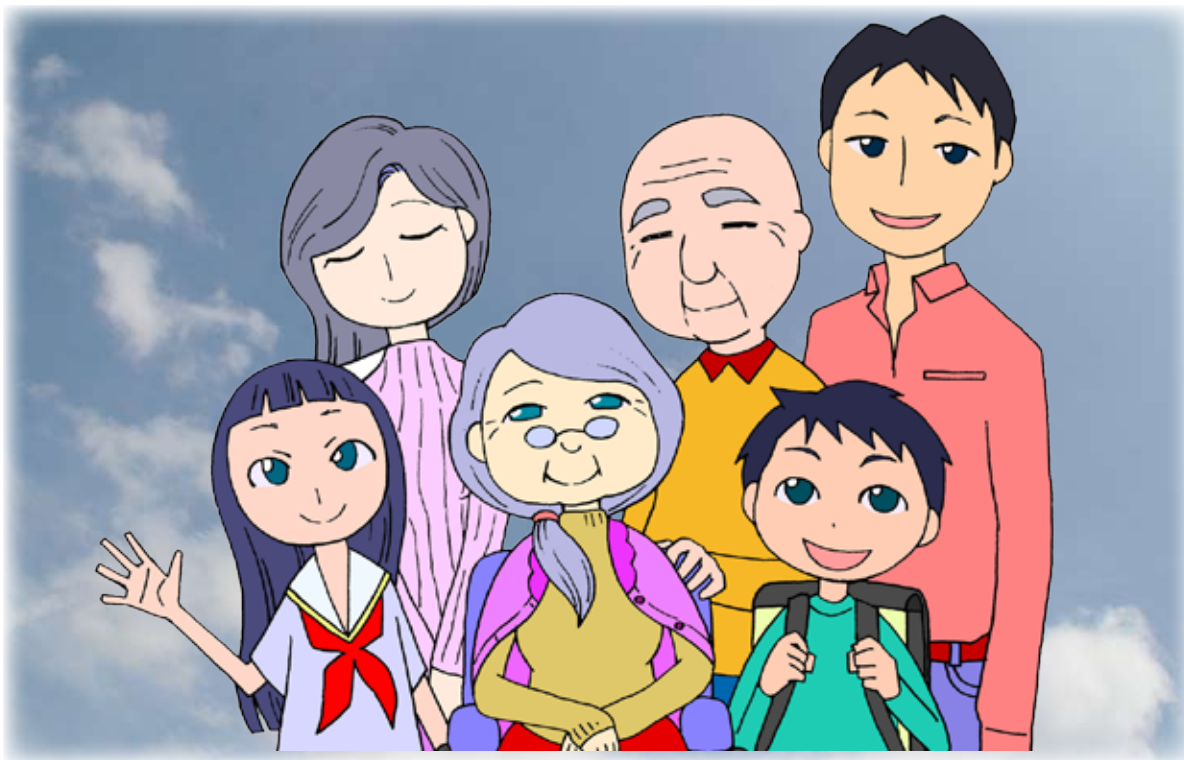


「協働で未来を拓く、笑顔あふれるまち」へ

ゆめ



私たちを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展、地域「コミュニティ」の希薄化など、大きく変化しています。

そのような中、本町は今年3月に今後10年間のまちづくりの方向性を示す「第5次桂川町総合計画」を策定しました。この計画の中で、本町の基本理念である「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」のもと、「協働で未来（夢）を拓く、笑顔あふれるまち『けいせん』を将来像と定めています。

この「将来像」を実現するためには、町民と行政が情報を共有し、力を合わせ、共にまちづくりを進めていくことがとても重要です。

そこで、「町民と行政との協働のまちづくり」の推進を図るための仕組みとして、「自治基本条例」の制定を目指しています。制定には、行政だけではなく、町民の皆さんと「自分たちの町をどのような町にしたいのか」を一緒に考えていきたいと思います。

「自治基本条例」って何？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

また、町政を進める上で、基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置付けられ「自治体の憲法」とも言われています。

なぜ自治基本条例が必要なの？

地方分権の進展により、各自治体では「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

このため、住民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、住民